

令和7年12月4日

着地検査の運用について

都道府県に対し着地検査に関するアンケート調査を実施し、調査結果から検討した運用骨子案は次のとおり。

1. 着地検査期間の短縮

着地検査期間は、原則概ね6か月間。

(1)～(3)を検討した結果、省令に定める管理飼育期間まで短縮することができる。

(1)半閉鎖系・閉鎖系の養殖場

- ・閉鎖循環式養殖場、また、下水道への排水により、天然水域への影響がないこと。
- ・排水先の天然水域に感受性種が生息していない場合は影響なしの扱い。

(2)着地検査後の用途や移動

- ・食用出荷等により養殖を継続しないこと。
- ・移動後に養殖が継続され、疫学的接続性がある場合は短縮不可。

(3)種苗自体の疾病リスク

- ・管理飼育経験が有り、原因疾病が不明の場合、短縮不可。
- ・輸出元養殖場の疾病ステータスが1.B(非清浄国等)の疾病は短縮不可。

2. 定期報告および終了報告

(1)報告体制(対面・リモート)

- ・到着後や期間中の定期報告、終了報告は可能な限り現地調査とする。
- ・着地検査場所が反復受入場所である場合等、リモート対応も可。

(2)中間報告の時期

- ・着検査期間が6か月の場合は現行通り、養殖業者は都道府県に月1回の報告。
- ・15日以内に短縮される場合は省略可。
- ・ただし、国は特定疾病発生時等、必要に応じて提出を求める。

(3)終了報告

- ・着地検査終了時、養殖業者は都道府県に報告。
- ・ただし、国は特定疾病発生時等、必要に応じて提出を求める。